

## 利水ダムについて

H17.10.5  
河川計画課

### 1 利水ダムとは

河川の流水を占有して、かんがい用水、水道用水、工業用水などの取水の用に供し、あるいは発電を行うなどの専ら水の利用を目的として河川法の許可を受けて設置されたダム

### 2 利水ダム設置のために必要な河川法の許可

#### 第 23 条（流水の占有の許可）

河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

#### 第 24 条（土地の占有の許可）

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

#### 第 26 条（工作物の新築等の許可）

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

### 3 水利権とは

ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、流水を排他的・継続的に使用する権利

流水の占有の許可（水利使用許可）は、河川管理者が河川という公物の管理権に基づき、特定の者に対して特別の公物使用権を設定する行政行為である。

### 4 水利使用の許可の判断基準

水利使用の目的の妥当性及び公益性

水利使用の実行の確実性

安定的な取水の可能

治水上その他公益上の支障の有無

#### < 水利権の許可期間 >

- ・ 水利権の許可期間は、原則として発電水利使用については概ね 30 年、その他の水利使用については概ね 10 年として、実務上処理
- ・ この許可期間の意味は、期限の到来によって当然に権利が消滅するものではなく、期限前に更新の許可の申請があれば、その権利を消滅させることを必要とする公益上の理由がない限り、これを許可しなければならないと考えられており、一定の期間ごとに許可の条件について、公益上の観点から再検討し、又、権利の遊休化を排除する等の機会を河川管理者に与えるものであると解されている。